

平生町下水道事業 地方公営企業法適用 基本計画書



平成 30 年 3 月

平生町

目次

第1章	本計画書作成の目的	1
第2章	平生町下水道事業の概要	2
第1節	沿革	2
第2節	下水道事業の現状	4
第3章	法適用とは	6
第1節	地方公営企業法の概要	6
第2節	法適用とは	7
第4章	法適用に伴う整理事項	8
第1節	法適用の効果	8
第2節	法適用の時期	9
第3節	法適用移行準備の概要	10
第4節	法適用範囲・対象事業の検討	18
第5節	全体スケジュール	22
第5章	公営企業会計に関する留意事項	23
第1節	公営企業会計と官公庁会計の相違点	23
第2節	リース取引	26
第3節	補填財源	28

第1章 本計画書作成の目的

本計画書は、平生町下水道事業の地方公営企業法の適用に伴う調整事項、検討事項、課題等の整理を行い、円滑かつ効率的な移行を実現することを目的とする。

公営企業は、地域の住民サービスを担う企業であり、経済性の発揮と公共の福祉の増進を図る運営を行う必要がある。しかし、その財務は、民間企業の会計基準と同様の公営企業会計については、事業の特性や規模等を考慮し、すべての事業に適用してはならず、下水道事業、簡易水道事業等は地方公共団体が任意（条例）でその適用を決定している。

本町下水道事業の財務においても、公営企業会計は適用しておらず、一般会計と同様に単式簿記・現金主義による官公庁会計によって運営を行ってきた。

一方で、人口減少等による料金収入の減少、施設・設備の老朽化に伴う更新投資の増大など、下水道事業を含む公営企業を取り巻く経営環境は厳しさを増している。それらを踏まえ、地方行財政を管轄する総務省は、地方公共団体が公営企業の経営基盤の強化や財政マネジメントの向上等により一層取り組むため、公営企業会計の導入を推進している。

本町下水道事業においても、他団体と同様に経営を取り巻く環境は厳しいものであるため、地方公営企業法を適用し、公営企業会計の導入を図り、経営基盤の強化や財政マネジメントの向上に取り組むものである。

第2章 平生町下水道事業の概要

第1節 沿革

平生町下水道事業は、公共下水道事業※1、漁業集落排水事業※2の2事業を実施している。

公共下水道事業は、公共用水域の保全と生活環境の改善を図るため、平成4年1月に流域関連公共下水道として平生町中心部130haの事業計画区域により事業認可を受けて着手し、平成8年11月には一部地域の供用を開始。現在は、汚水459.5ha、雨水460.4haまで事業計画区域を拡大して下水道の整備を推進している。

<公共下水道事業の主な沿革>

年度	主な沿革	
平成3年度	当初事業計画	汚水:130.0ha 雨水:130.0ha
平成6年度	事業計画変更(第1回)	汚水:140.6ha 雨水:196.2ha
平成8年度	一部供用開始	
平成9年度	事業計画変更(第2回)	汚水:259.5ha 雨水:283.5ha
平成14年度	事業計画変更(第3回)	汚水:353.0ha 雨水:356.5ha
平成20年度	事業計画変更(第4回)	汚水:457.0ha 雨水:460.4ha
平成27年度	事業計画変更(第5回)	汚水:459.5ha 雨水:460.4ha

<公共下水道事業の概要>

建設事業開始年月日		平成3年12月2日		
供用開始年月日		平成8年11月1日		
行政区域内人口	(人)	12,281		
全体計画人口	(人)	9,700		
現在処理区域内人口	(人)	7,310		
現在水洗便所設置済人口	(人)	6,806		
汚水処理人口普及率	(%)	59.5		
水洗化率	(%)	93.1		
施設	管渠	汚水 (km)	61	
		雨水 (km)	4	
		計 (km)	65	
	マンホールポンプ	汚水 (箇所)	17	
総事業費		(千円)	10,407,184	決算状況調査報告値

(平成28年度末現在)

漁業集落排水事業は、佐賀地区の漁業及び漁村の健全な発展に資することを目的として、平成9年度に基本計画の採択を受けて着手。その後、整備区域等の見直しを行い、平成16年8月に一部地域の供用を開始し、平成19年度に施設整備を完了した。現在は、施設の点検・保守により、適切な維持管理に努めている。

＜漁業集落排水事業の主な沿革＞

年度	主な沿革	
平成9年度	当初基本計画	処理人口:2,760人 処理面積:74.2ha
平成10年度	基本計画変更(第1回)	処理場用地の減
平成11年度	基本計画変更(第2回)	処理人口:2,870人 処理面積:150.7ha
平成13年度	基本計画変更(第3回)	放流先の変更
平成16年度	一部供用開始	
平成19年度	基本計画変更(第4回)	処理人口:2,270人 処理面積:106.0ha
	施設整備完了	

＜漁業集落排水事業概要＞

建設事業開始年月日		平成9年12月24日		
供用開始年月日		平成16年8月1日		
行政区域内人口		(人)	12,281	
全体計画人口		(人)	2,270	
現在処理区域内人口		(人)	1,202	
現在水洗便所設置済人口		(人)	898	
汚水処理人口普及率		(%)	9.8	
水洗化率		(%)	74.7	
施設	管渠	汚水 (km)	17	
	マンホールポンプ	汚水 (箇所)	16	
	終末処理場	汚水 (箇所)	1	佐賀地区浄化センター
	処理方式		オキシデーションデイチ方式	
総事業費		(千円)	2,449,390	決算状況調査報告値

(平成28年度末現在)

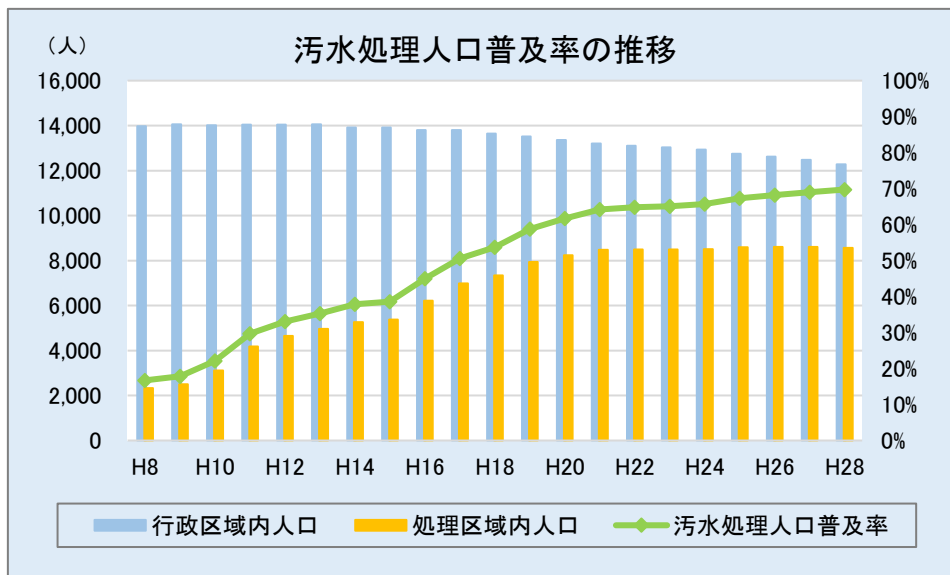
※1 公共下水道事業・・・国土交通省所管の事業で、主として市街地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道。本町は、流域関連公共下水道として、山口県が運営する田布施川流域下水道に接続し、汚水を処理している。

※2 漁業集落排水事業・・・農林水産省所管の事業で、漁業集落衛生環境の向上、漁港及び周辺水域の水質保全に寄与するため、漁村におけるし尿、生活雑排水等の汚水等を処理する施設を整備する事業。

第2節 下水道事業の現状

(1) 汚水処理人口普及率の推移

平生町の汚水処理人口普及率は、平成21年度頃まで右肩上がり推移している。以降は、漁業集落排水事業については既に整備を完了しているが、公共下水道事業が整備を進めていることと行政区域内人口が減少していることにより、微増傾向にある。



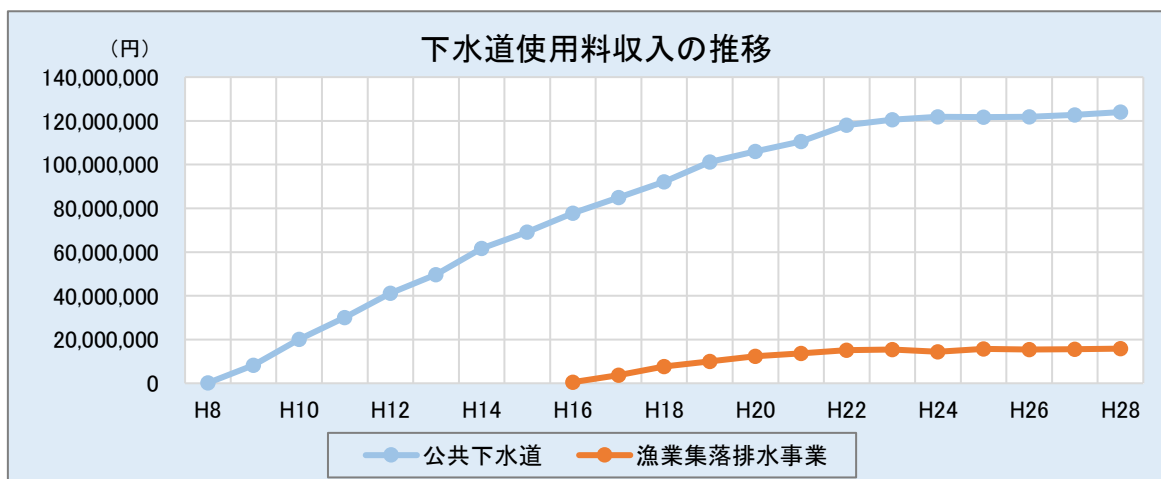
※汚水処理人口普及率…下水道等の汚水処理施設を利用できる地域の人口を、行政人口で除した値。

(2) 下水道使用料収入の現状

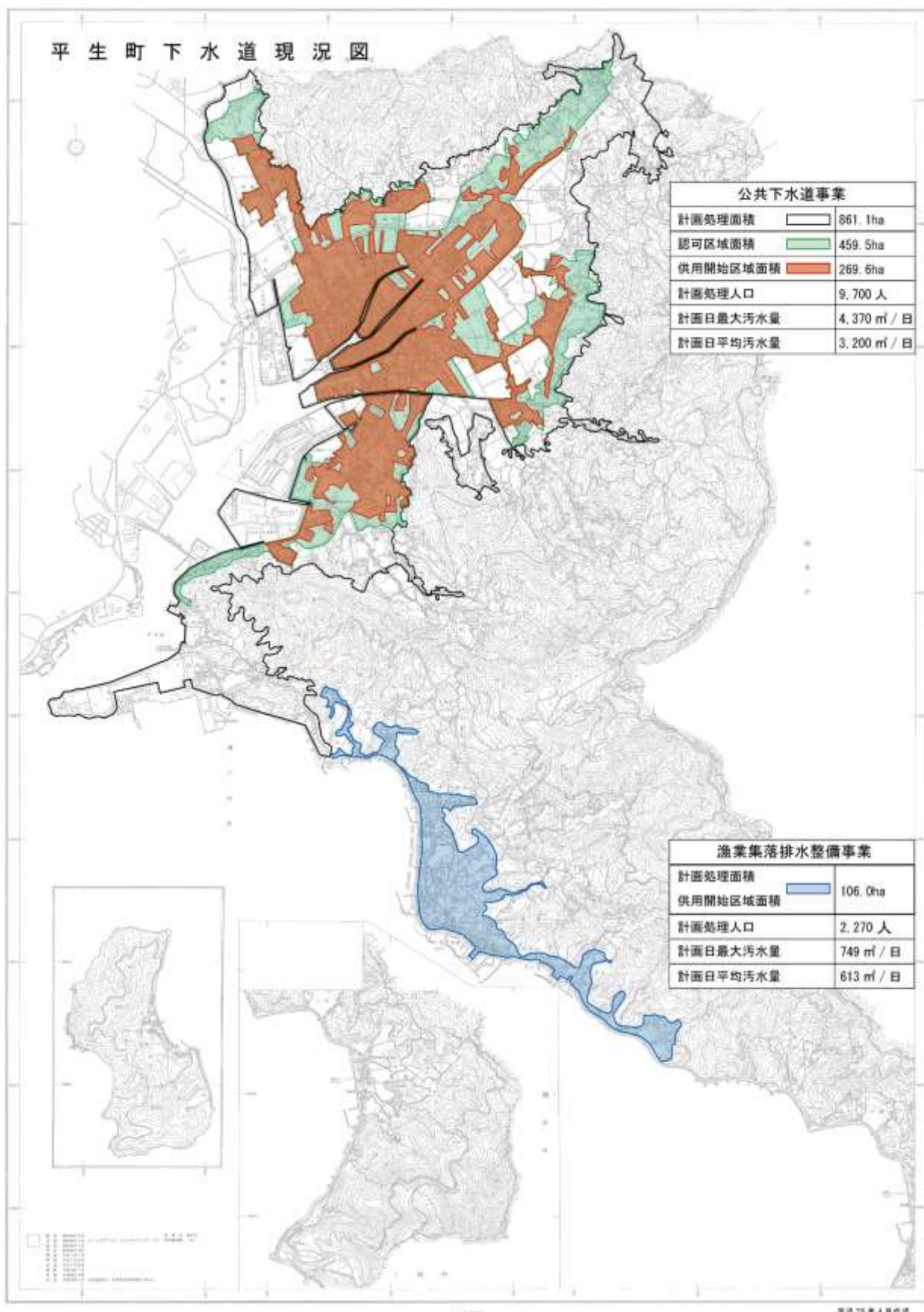
下水道使用料収入の推移

(単位: 円)

	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
公共下水道	157,340	8,280,540	20,121,890	30,049,510	41,162,740	49,740,250	61,670,530	69,092,030	77,825,360	85,030,280	92,168,960
漁業集落排水事業									514,070	3,786,620	7,695,690
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	
公共下水道	101,270,190	106,103,930	110,659,199	118,069,328	120,483,280	121,846,167	121,740,072	121,857,641	122,723,514	124,012,957	
漁業集落排水事業	10,084,270	12,410,450	13,734,571	15,143,945	15,380,164	14,352,558	15,666,142	15,502,051	15,597,443	15,836,725	



(3) 現況図



第3章 法適用とは

第1節 地方公営企業法の概要

地方公共団体は、一般行政事務のほか、水の供給や下水の処理など地域住民の生活に不可欠なサービスを提供する事業活動を行っている。こうした事業を行うために地方公共団体が経営する企業活動を総称して「地方公営企業」と呼ぶ。

地方公営企業は、あくまでも当該地方公共団体の事務の一部である以上、地方公共団体の組織及び運営の基本法である地方自治法や、地方公共団体の財政に関する基本法である地方財政法、地方公共団体の職員に関する基本法である地方公務員法の規定が原則として適用される。

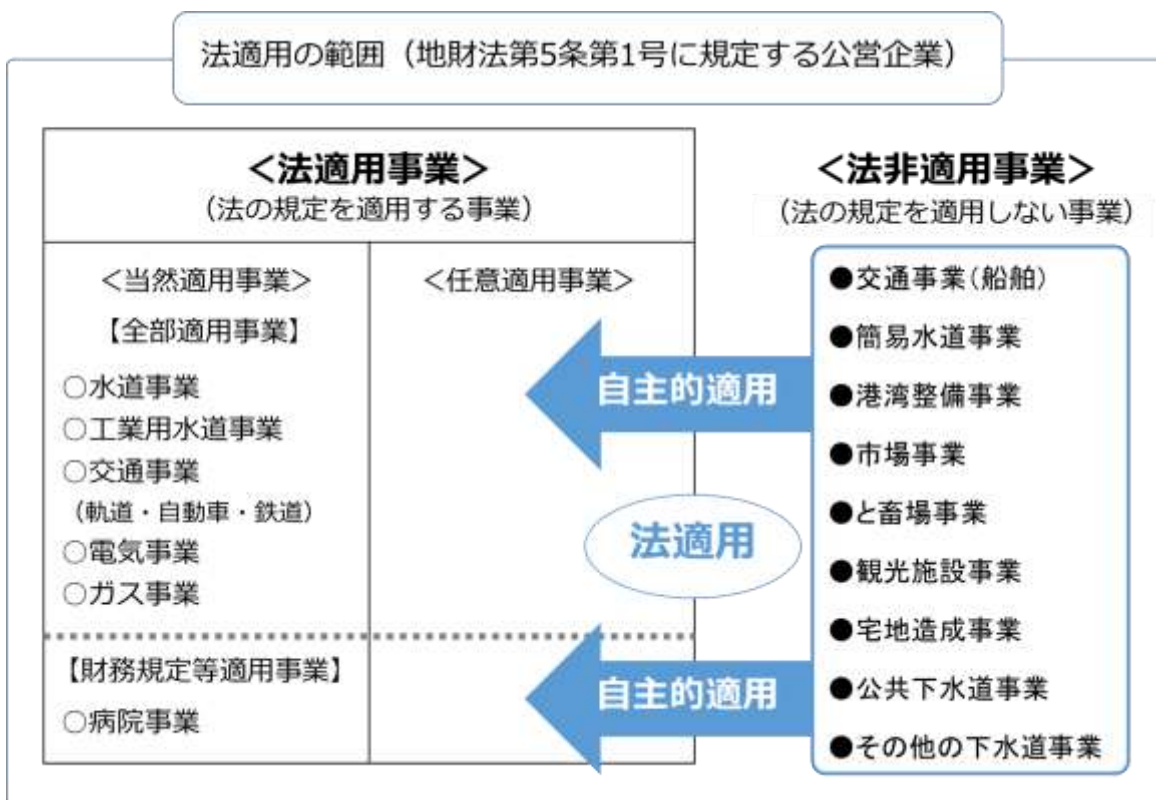
しかし、主として一般行政事務を規律することを目的として設けられているこれらの規定を、水道、交通、病院等の事業に全面的に適用したのでは、効率的・機動的な事業運営を行うことが期待できない面もある。

そこで、これらの法律のうち効率的・機動的な事業運営を行う上で障害となる規定の適用を排除し、それに代わって事業の実態に即した法規範として制定されたのが、「地方公営企業法」である。これにより、地方公営企業が企業としての経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉の増進を図るように運営されることが期待されている。

第2節 法適用とは

地方公営企業法は、全ての公営企業に一律に適用されるわけではなく、水道事業（簡易水道事業を除く）など7事業については法の全部の規定が、病院事業については法の一部（財務規定等）のみが当然に適用され、その他の事業については、条例により任意に法の全部又は一部（財務規定等）を適用することができる。

現在、法の規定を適用していない事業（法非適用事業）が、条例により任意に法を適用することを法適用と呼ぶ。そのうち、法の全部の規定を適用することを全部適用、法の一部のみを適用することを一部適用、又は財務適用と呼ぶ。



第4章 法適用に伴う整理事項

第1節 法適用の効果

法適用の効果として、(1) 損益情報・ストック情報の把握による適切な経営戦略の策定、(2) 企業間での経営状況の比較、(3) 経営の自由度向上による経営の効率化とサービスの向上、(4) 住民や議会に対する透明性の向上、(5) 企業会計に精通し経営マインドを持った人材の育成などがあげられる。

(1) 損益情報・ストック情報の把握による適切な経営戦略の策定

財務規定等の適用により、管理運営に係る取引（損益取引）と建設改良等に係る取引（資本取引）が区分して経理が行われる。経営成績を適正に示すことや利益・損失を適切に把握することができるため、その分析を通じて中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」の策定に必要な基礎的情報を得ることができる。また、減価償却の概念が導入され、金額ベースで資産の老朽化状況の把握が可能となり、更新計画等の策定に役立つ。

加えて、期間損益計算により原価が明確化することで、施設の更新財源も含め収益のあるべき水準を踏まえた、適正で説得力のある料金の算定に役立てることが可能となる。

(2) 企業間での経営状況の比較

公営企業会計の導入により、他の類似の公営企業や民間企業との比較が可能となることから、経営成績や財政状態をより正確に評価・判断することが可能となる。

(3) 経営の自由度向上による経営の効率化とサービスの向上

予算を超える弾力的な支出、効率的・機動的な資産管理が可能となるなど、財務規定等の適用により経営の自由度が向上し、住民ニーズへの迅速な対応や、経営の効率化、サービスの向上につながる。

(4) 住民や議会に対する透明性の向上

比較可能で財務状況を把握しやすい会計の採用、決算の早期化など開示の充実がなされ、住民や議会に対する透明性の向上が期待される。

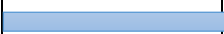




(5) 企業会計に精通し経営マインドを持った人材の育成

発生主義など企業会計的な財務処理の知識やノウハウを持った有為な人材が地方公共団体全体で育成されることが期待される。また、減価償却費を含めたコストとそれに対する収益や、資産と負債の最適化を意識することにより、最小の経費で最大の効果の発揮を図る、経営マインドを持った人材の育成が期待される。

第2節 法適用の時期

下水道事業に法適用を行うにあたり必要となる準備業務は、次のとおりである。

- ①基本方針の決定
- ②固定資産調査及び評価
- ③システム構築
- ④法適用準備事務

	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
①基本方針の決定				平成 32 年 4 月 1 日 法適用
②固定資産調査及び評価				
③システム構築				
④法適用準備事務				
				

第3節 法適用移行準備の概要

(1) 資産・負債・資本の把握

法適用時の開始貸借対照表に定める評価数値の算出をするもの。法適用準備業務のうち最も時間と労力を必要とする業務であるが、その業務の大半は平成 28 年度中に完了している。平成 29 年度以降は、更新、財源の整理、負債の整理業務などを行う。

(2) 職員研修

移行事務及び法適用後に日常業務を行う際には、適切な事業経営を行っていくため、公営企業会計等に関する知識が必須となる。そこで、法適用に際し、担当職員の知識の向上及び意識啓発のために、職員研修を予定する。

内容としては、公営企業会計の基礎から日常の会計処理や予算決算、システム処理など実務を見据えた内容を中心とする。

職員研修については、関係部局の職員に法適用の動きを周知し、当事者意識を持ってもらうためにも、内容に応じて対象職員と開催時期を考慮し、機会を捉えて随時実施を予定する。

<職員研修の例>

項目	内容
公営企業会計	地方公営企業法の概要 損益取引と資本取引 単式簿記と複式簿記 現金主義と発生主義 公営企業会計の予算・決算 固定資産管理と減価償却
日常業務	出納処理 固定資産の管理 消費税の取扱いと申告 例月出納検査・決算審査 決算整理と財務諸表の作成
システム	伝票発行と決裁手続 予算編成 決算整理 財務諸表作成に必要なデータの抽出

(3) 関係部局等との調整

財政・会計担当部署が主な調整先と考えられる。その際に必要となる主たる調整事項を示す。

<関連部局との主たる調整項目>

項目	全部	一部	調整事項	関係部局
組織	◎	○	人事関係の調整	総務課
	○		職員身分の変更に伴う調整	総務課
	○		人事給与システムの運用	総務課
経理事務	打切決算	○	打切決算スケジュール調整	総務課・出納室・議事事務局・監査事務局
		○	移行前一般会計繰入金事務の確認	総務課・出納室
	予算調整	○	移行前年度の予算編成スケジュール調整	総務課
		○	勘定科目・予算科目の検討	総務課
		○	一般会計繰入金について	総務課
		○	予算書の製本等について	総務課
	法適用後の運用	○	移行前年度の起債の申請時期及び入金時期の調整	総務課
		○	移行後の起債発行事務フローの確認	総務課・出納室
		○	移行後の一時借入金事務フローの確認	総務課・出納室
	出納事務 (支払・収納)	◎	移行後の支払事務フローの確認	総務課・出納室
		◎	移行後の収納事務フローの確認	総務課・出納室
		◎	口座管理について	総務課・出納室・金融機関
契約事務	○	○	契約検査事務、事務に対する経費について	総務課
システム関連	○	○	導入システムについて	総務課・出納室・地域振興課
	○	○	庁内LANについて	総務課・地域振興課
条例	○	○	条例・規則の改正スケジュールの整理	総務課
	◎	○	条例・規則の新設・改廃(案)の作成	総務課
	◎	○	条例・規則(案)の決裁	総務課
監査	○	○	例月監査の実施内容及び時期の確認	出納室・監査事務局
	○	○	公営企業共通事項及び下水道事業独自事項の説明	出納室・監査事務局
金融機関	○	○	関係者に対する法適用実施スケジュールの概要説明	総務課・出納室・金融機関
	○	○	関係者との契約書、協定に関する打ち合わせ	総務課・出納室・金融機関
	○	○	金融機関から指定を受けることの内諾書を受理	総務課・出納室・金融機関
	○	○	指定する金融機関、契約、協定書及び担保の徴収について決裁	総務課・出納室・金融機関
	○	○	企業会計に対応する伝票・日報等手続き方法の確認	総務課・出納室・金融機関
	○	○	年度末前後の収納金の取扱いについて	総務課・出納室・金融機関
税務署への届出	○	○	税務署との調整	税務署
総務省報告	○	○	法適用状況異動報告書	山口県

→◎：一部適用よりも移行調整に係る負担が大きい

(4) 条例・規則等の制定・改正

法適用により条例・規則等の制定・改正が必要となる。法適用に伴い必要となる条例・規則等の制定・改正をはじめ、法適用に必要な手続きについては、法の適用の日の前に行うことができる。法適用後に管理者を設置する場合であっても法適用前には管理者がいないため、管理者の行うべき権限は、長が行うこととされている。

制定・改正を要する条例・規則等の具体例と、平生町下水道事業運営に関わる現行の条例・規則等を以下に示す。

＜制定・改正を要する条例・規則等の例＞

制定・改正等を行わなければならない条例・規則等の名称	根拠法令等	全部適用	財務適用	備考
① 公営企業の設置及びその経営の基本に関する事項について定める条例	法第4条	○	○	
② 管理者を置かず、又は二以上の事業を通じて管理者一人を置く場合、その旨の条例	法第7条ただし書	○		該当する場合のみ
③ 企業管理規程	法第10条	○		
・必要な分課の設置に関するもの	法第9条第1号	○		
・企業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関するもの	法第9条第2号	○		
・企業の会計事務の処理に関するもの	則第2条	○		
・入札保証金及び契約保証金の率又は額	令第21条の15	○		
④ 管理者の権限に属する事務を処理させるための必要な組織に関する条例	法第14条	○		
⑤ 任免についてあらかじめ長の同意を必要とする企業の主要な職員を定める規則	法第15条第1項ただし書	○		必要がある場合のみ
⑥ 二以上の事業を通じて一の特別会計とする場合には、その旨の条例	法第17条ただし書	○		該当する場合のみ
⑦ 予算の調製及び議決	法第24条第2項	○	○	
⑧ 企業の業務に係る公金の出納事務の一部を取り扱わせる金融機関の指定	法第27条ただし書	○	○	
⑨ 予算で定めなければならない重要な資産の取得又は処分を定める条例	法第33条第2項	○	○	必要がある場合のみ
⑩ 職員の賠償責任の全部又は一部の免除のうち議会の同意を得なければならないものを定める条例	法第34条	○	○	必要がある場合のみ
⑪ 企業職員の給与の種類及び基準を定める条例	法第38条第4項	○		
⑫ 地方公務員法第36条の規定が適用される企業職員の職の長の指定	法第39条第2項	○		
⑬ 企業の業務に関する負担附きの寄附又は贈与の受領、地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起、和解、あっせん、調停及び仲裁並びに法律上地方公共団体の義務に属する損害賠償の額の決定のうち議会の議決を経なければならないものを定める条例	法第40条第2項	○	○	必要がある場合のみ
⑭ 企業の業務状況を説明する書類に関する条例	法第40条の2第1項	○	○	
⑮ 企業出納員及び現金取扱員の任命	法第34条の2及び法第28条第2項		○	
⑯ 企業の会計事務の処理の特例に関する規則(会計規程に相当するもの)	法第34条の2及び法第28条第2項2及び則第2条		○	
⑰ 出納その他の会計事務及び決算の事務の全部又は一部を会計管理者に行わせる場合には、その旨の条例	法第34条の2ただし書		○	

<下水道事業運営に関わる現行の条例・規則等>

編	章	節	名称	制定年月日	種別番号
第3編 執行機関	第1章 町長	第1節 事務分掌	平生町課制条例	昭和31年3月26日	条例第12号
第3編 執行機関	第1章 町長	第1節 事務分掌	平生町役場組織規則	昭和30年1月1日	規則第4号
第6編 財務	第2章 会計	-	平生町漁業集落環境整備事業特別会計条例	平成9年3月25日	条例第4号
第6編 財務	第2章 会計	-	平生町下水道事業特別会計条例	平成3年3月22日	条例第5号
第10編 建設	第6章 下水道	-	平生町下水道条例	平成8年4月1日	条例第12号
第10編 建設	第6章 下水道	-	平生町下水道条例施行規則	平成8年4月1日	規則第8号
第10編 建設	第6章 下水道	-	平生町排水設備指定工事店規則	平成11年6月29日	規則第19号
第10編 建設	第6章 下水道	-	平生町都市計画下水道事業受益者負担に関する条例	平成8年4月1日	条例第13号
第10編 建設	第6章 下水道	-	平生町都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規則	平成8年4月1日	規則第9号
第10編 建設	第6章 下水道	-	平生町水洗便所等改造工事補助金交付規則	平成8年4月1日	規則第5号
第10編 建設	第6章 下水道	-	平生町水洗便所改造資金 融資あっせん及び利子補給に関する規則	平成8年4月1日	規則第6号
第10編 建設	第6章 下水道	-	平生町漁業集落排水事業分担金に関する条例	平成16年3月25日	条例第7号
第10編 建設	第6章 下水道	-	平生町漁業集落排水事業分担金に関する条例施行規則	平成16年3月31日	規則第8号
第10編 建設	第6章 下水道	-	平生町漁業集落排水施設の設置及び管理に関する条例	平成16年3月25日	条例第8号
第10編 建設	第6章 下水道	-	平生町漁業集落排水施設の設置及び 管理に関する条例施行規則	平成16年3月31日	規則第9号
第10編 建設	第6章 下水道	-	平生町漁業集落排水設備設置工事資金融資あっせん 及び利子補給に関する規則	平成16年3月31日	規則第10号

(5) 各種システムの整備

法適用にあたり、従来の官公庁会計から公営企業会計へと変更される。そのため会計処理のため新たな会計システム構築が不可欠である。

様々なパッケージソフトがあるなかで、特徴と必要な機能を十分に検証し、本町の組織・体制や運用方法に適した仕様がどのようなものかを確定させる必要がある。システムの整備や維持管理は、一定程度の費用がかかるため、事業規模や業務量に合わせて効率的に行えるよう、十分に検討を行う必要がある。

(6) 新予算の編成

①公営企業会計の予算と基本概念

公営企業会計の予算は、事業の効率的運営に重点が置かれ、支出の規制に重点が置かれた拘束性の強い一般会計等予算と異なったものとなる。企業の経済性の発揮を図るため、収入を可能とする効率的な支出を見積もるという観点に立ち、予算を編成する必要がある。

法適用年度より公営企業会計方式により予算編成することとなり、大きく次の3点について行う。

I. 収益的収入及び支出

収益的収入及び支出には、当該年度の企業活動に伴い発生すると予定されるすべての収益とそれに対応するすべての費用を計上する。一般会計等予算とは異なり、減価償却費のように現金支出を伴わない費用も併せて計上する必要がある。収益的収入及び支出は損益計算書と関連性のある予算となる。

II. 資本的収入及び支出

資本的収入及び支出には、施設の整備等に要する建設改良費や、これらに充てられる企業債収入、現有施設に要した企業債の元金償還金等の予定を計上する。公営企業会計では資本的収入が資本的支出に不足するケースが多く見受けられるが、その場合は企業内部に留保された資金をもって不足部分を補填し収支均衡となるように予算編成を行う。自己資金をもって補填する場合は資本的収入として計上せず、予算本文中に補填財源として計上する。資本的収入及び支出は貸借対照表と関連性のある予算となる。

Ⅲ. 特例的収入及び支出

公営企業が、地方公営企業法の規定を適用する場合は、法の適用の日の前日の属する年度は、同日をもって閉鎖し、決算することとなる。従って、一般会計等に存在する出納整理期間は存在せず、全ての出納は法の適用の日の前日をもって打ち切られることになる。法適用によって現金主義から発生主義へと会計方式が変更されることに伴い、法の適用の日の前日以前に発生した債権又は債務で、法の適用の日以後に収入支出のあるものについては、どちらの年度にも予算計上されないこととなる。

法の適用の日の前日の属する会計年度以前において発生した債権又は債務に係る未収金・未払金がある場合は、法の適用の日の属する事業年度（法適用初年度）の債権又は債務として整理することとし、未収金であれば開始貸借対照表の資産に、未払金であれば負債に計上するとともに、適用初年度の新予算に別条を設け、特例的収入及び支出として予算計上する。

予算編成は、法の適用の日よりもかなり前に行われるため、法の適用の日の実際の金額と異なる場合があり得るが、その場合は収入支出予算の扱いに準じて補正を行う。

②予算の調製権及び原案の作成時期

財務適用の場合は、管理者の権限は長が行うため、予算調製の手続きは一般会計等と同様のものとなる。

長が予算を議会へ提出する期限は、自治法第 211 条第 1 項により、都道府県及び指定都市は年度開始 30 日前、その他の市町村は 20 日前までとなっており、法適用前と変更はない。

③予算の記載事項

予算に記載すべき事項は、地方公営企業法施行令第17条1項各号の下記のとおりとなる。
様式については、地方公営企業法施行規則第45条及び別記第1号に定められている。

＜予算の記載事項及び予算様式＞

令17条 1項各号	項目	内容	予算 様式
1	業務の予定量	当該事業年度の企業の活動の基本的目標として業務の予定量を数量的に定める。	第2条
2	予定収入及び予定支出の金額 (収益的収入及び支出)	当該年度の経営活動に伴い発生が予定されるすべての収益とそれに対応する全ての費用を計上する。	第3条
	予定収入及び予定支出の金額 (資本的収入及び支出)	建設改良費やそれに充てる企業債収入、建設改良費に充てられた企業債の元金償還金等を計上する。資本的収入が資本的支出に対し不足する場合は、自己資金をもって補填し、補填財源の内訳について本文中に括弧書きで記載する。	第4条
3	継続費	予算科目の款項区分、事業名、総額、年度及び年割額を記載する。	第5条
4	債務負担行為	内容、期間及び年度毎の限度額を記載する。	第6条
5	企業債	発行の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を記載する。	第7条
6	一時借入金の限度額	限度額には、起債前借は含まないが、他会計からの一時借入金を含む。	第8条
7	予定支出の各項の経費の金額の流用	各款、各項の間における流用を許すべき項目について記載する。	第9条
8	議会の議決を経なければ流用することのできない経費	職員給与費、交際費以外にも定めることができる。	第10条
9	一般会計又は他の特別会計からの補助金	3条及び4条予算に含まれる補助金について、補助を行う会計名、金額及びその理由を記載する。	第11条
10	利益剰余金の処分	処分予定の利益剰余金について、使途と金額を記載する。	第12条
11	たな卸資産購入限度額	当該年度内に購入するたな卸資産の購入限度額を記載する。	第13条
12	重要な資産の取得及び処分	条例で基準を定めた重要な資産の取得及び処分について、その種類、名称、処分の態様を記載する。	第14条

(7) 打切決算

法適用の日の前日の属する会計年度の出納は、同日をもって閉鎖し、当該会計年度の決算は従前の例により行う。それに従い、出納整理期間は存在せず、同日をもってすべての出納は打ち切られるため、打切決算後に資金不足とならないよう十分留意する必要がある。

また、打切決算にあたり、法適用の日の前日の属する会計年度の歳入が歳出に不足する場合は繰上充用ができないため、歳入不足額として決算に計上する。それとは逆に歳入歳出差引額が生じる場合は、法適用後の会計に引き継ぐこととなる。

(8) 税務署への届出・総務省への報告

①税務署への届出

法適用に伴い、現行の特別会計を廃止し、新たな事業会計を設置することになるため、消費税法第 57 条第 1 項第 3 号及び同条第 2 項により、税務署に事業廃止届出書及び消費税の新設法人に該当する旨の届出書を提出する必要がある。

②総務省への報告

法を適用した場合は、地方公営企業法施行令第 28 条により、遅滞なく、その旨を総務大臣に報告しなければならない。報告は、地方公営企業法施行規則第 20 号様式により、地方公共団体においては都道府県知事を経由して総務大臣に提出する。

(9) 事務の引継ぎ

①財務適用の場合

財務適用の場合は、一般事務並びに決算及び会計の事務はすべて長の権限となるため、出納及び決算の事務については会計管理者から長への事務の引継ぎが必要となる。

ただし、出納及び決算の事務の全部又は一部を会計管理者に行わせることとしたときには、その会計管理者が行うこととなる出納及び決算の事務について事務の引継ぎが不要となる。

②事務の引継ぎの期限

長、会計管理者及び管理者相互間の事務の引継ぎは、法の適用の日から 10 日以内に行わなければならない（地方公営企業法施行令第 7 条）。

③事務の引継ぎの手続き

事務の引継ぎの手続きは、期限の他に特段の規定はなく、自治令に規定されている長又は会計管理者相互間の引継ぎの手順に準じて行うことが適当と考えられる。

第4節 法適用範囲・対象事業の検討

法適用にあたり、地方公営企業法の全ての規定を適用するか、または、財務規定等の法の一部の規定を適用するか選択する必要がある。任意の規定を適用することはできず、選択肢は全部適用又は一部適用（財務適用）となる。

対象事業の検討では、本町の下水道事業が公共下水道事業と漁業集落排水事業を運営しているため、そのどちらとも法適用の対象事業とするのかという選択が必要となる。

（１）「全部適用」と「一部適用（財務適用）」の比較

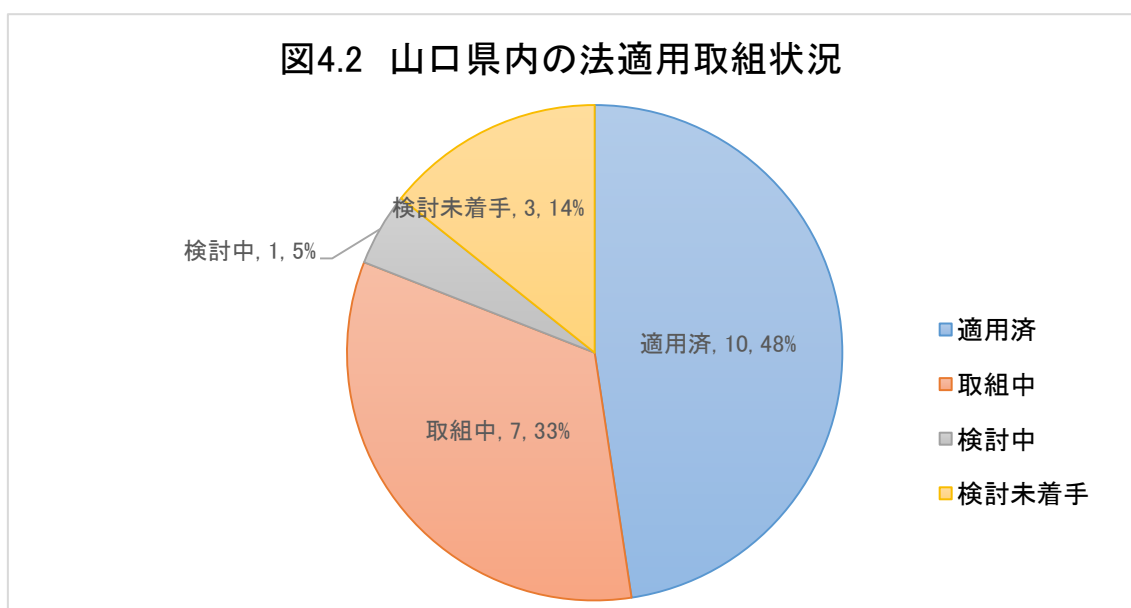
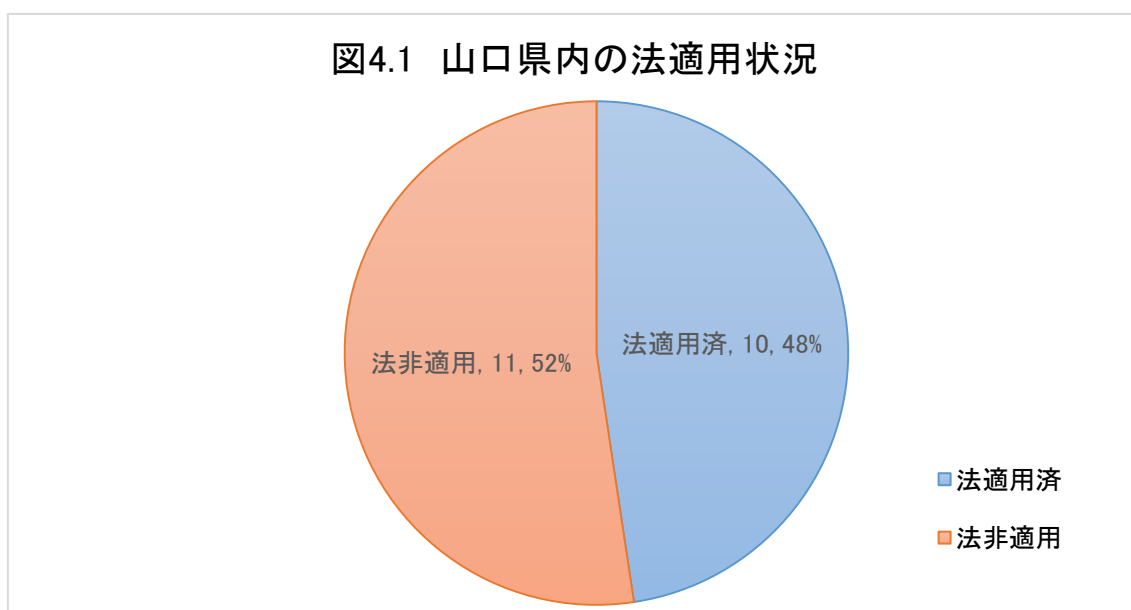
「全部適用」と「一部適用（財務適用）」の事務執行体制の相違点は、次のとおりである。どちらを選択するかにより、必要な事務手続き等が異なるため、事業の実情に適した選択をする必要がある。

＜任意適用事業における全部適用と財務適用の比較＞

項目	全部適用	一部適用(財務適用)
適用される規定	・法の全ての規定	・法第 3 条～第 6 条 ・法第 17 条～第 35 条 ・法第 40 条～第 41 条 ・附則第 2 項・第 3 項
会計方式	・企業会計方式 →法の財務規定等に基づき、一般会計等と異なる企業会計方式により財政状況を把握する。	・企業会計方式 →全部適用と同様に、法の財務規定等に基づき、一般会計等と異なる企業会計方式により財政状況を把握する。
組織体制	・原則として管理者を設置する。 ・職員の任免、予算原案の作成、決算の調製、契約、出納その他会計事務の執行等、地方公営企業の業務の執行に関する権限を有し、自らの判断と責任において事業運営を行う。 ・一部の権限(予算調製、議案提出、決算審査等)は長に留保される。	・管理者の権限は地方公共団体の長が行う。ただし、管理者の権限のうち出納その他会計事務及び決算に係るものについては、その全部又は一部を会計管理者に委任できる。
職員の身分	・地方公営企業労働関係法の適用を受ける。 ・労働組合法、最低賃金法、労働基準法の一部が適用対象となる。	・一般会計部門の職員と同様に地方公務員法の適用を受ける。

(2) 法適用の現状

総務省の発表による、山口県内下水道事業（公共下水道事業、特定公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、流域下水道事業）の地方公営企業法の平成29年4月1日時点での採用状況は図4.1に示すとおりである。総事業数に対し、法適用済みの事業は48%と過半数を下回っているが、法適用の取り組み状況を図4.2に示すとおり、法適用済の事業に加え、平成32年4月1日までの法適用に取り組んでいる7事業を合わせると、過半数を超える81%の事業が平成32年4月1日までに法適用事業として運営を開始する予定にあることがわかる。



(3) 平生町下水道事業の法適用範囲

全部適用をする場合、既に地方公営企業法の全部適用事業として運営している水道事業と統合することによるスケールメリットが考えられる。しかし平生町域の水道事業は、田布施・平生水道企業団、柳井地域広域水道企業団により運営されており、平生町の組織内に水道事業を取り扱う部局が無く、統合によるスケールメリットを得られない。また、平生町の組織内に公営企業がないことから全部適用とした場合、管理者・契約事務・人事給与等の組織体制を一から構築する必要がある。

一部適用（財務適用）とした場合には、現行の組織体制を最大限活かし、全部適用と同様の公営企業会計方式となり、本来の目的である経営成績や財政状況の的確な把握による、持続的で安定した下水道事業運営を行うための取り組みが可能となる。また、将来的に水道企業団との統合も考えられるため、経理処理方式だけでも同様の公営企業会計方式を採用しておくことで、統合時の業務負担が軽減される。

現時点で水道事業との統合によるスケールメリットを得られないことや、組織体制の構築による負担を鑑み、現行の組織体制を活かし、公営企業会計方式の導入が可能な一部適用（財務適用）が望ましい。

<平生町下水道事業における法適用範囲別のメリット・デメリット>

	全部適用	一部適用（財務適用）
メリット	<ul style="list-style-type: none"> ◆議会の関与や長の指揮監督を最小限にとどめ、下水道事業管理者の判断と責任において機動的な経営が可能となる。 ◆会計方式が公営企業会計方式となるため、本来の目的である経営基盤の強化を図り、持続的で安定した下水道事業運営を行うための取り組みが可能となる。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆全部適用と比較して、現行の組織体制・業務フローを最大限活かせる。 ◆最小限の人員で法適用が可能。 ◆財務規定のみの適用であっても、会計方式が公営企業会計方式となるため、本来の目的である持続的で安定した下水道事業運営を行うための取り組みが可能となる。
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> ▲水道事業等の法適用済みの公営企業が町の組織内部にないため、管理者、システム、契約事務、人事給与事務等の仕組みを一から構築する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ▲企業としての弾力性という点で、全部適用に劣る。

(4) 対象事業の検討

対象事業の検討では、漁業集落排水事業を法適用対象事業とするかが、検討事項となる。

◆検討のポイント

- ①使用料体系・・・公共下水道事業、漁業集落排水事業は同一の使用料体系であり町内統一料金である。
- ②組織体制・・・公共下水道事業、漁業集落排水事業ともに平生町建設課にて各々特別会計において運営を行っており、今後も建設課が運営を行う予定である。
- ③他団体状況・・・山口県下では、集落排水事業等を法適対象事業としている団体が半数以上を占める。

使用料体系が同一であること、管轄課が同一であること、他団体の状況を勘案し、公共下水道事業、漁業集落排水事業を併せて法適用とすることが事業運営上合理的であると判断できる。

第5節 全体スケジュール

平成32年度、地方公営企業法の適用までの全体スケジュールを以下に示す。

	H28	H29												H30												H31												H32						
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6				
基本方針の決定(基本計画策定)																																												
1. 基本方針の決定		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■																															
2. 全体の作業・スケジュールの整理		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■																															
固定資産調査及び評価(資産・負債・資本の調査)																																												
3. 固定資産調査	■																																											
4. 決算書の整理		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■																															
5. 固定資産財源整理・評価																																												
6. その他資産・負債・資本項目の整理・評価																																												
システム構築(各種システムの整備)																																												
7. 勘定科目・予算科目の整理																																												
8. システム仕様の検討																																												
9. システム選定																																												
10. システム導入・仮運用																																												
法適用準備事務																																												
11. 職員研修																																												
12. 庁内調整																																												
13. 金融機関との調整																																												
14. 例規の整備																																												
15. 予定開始貸借対照表の作成																																												
16. 新予算編成																																												
17. 打切決算																																												
18. 税務署届出・総務省報告																																												
19. 長、会計管理者相互間の事務の引継ぎ																																												

地方公営企業法の適用

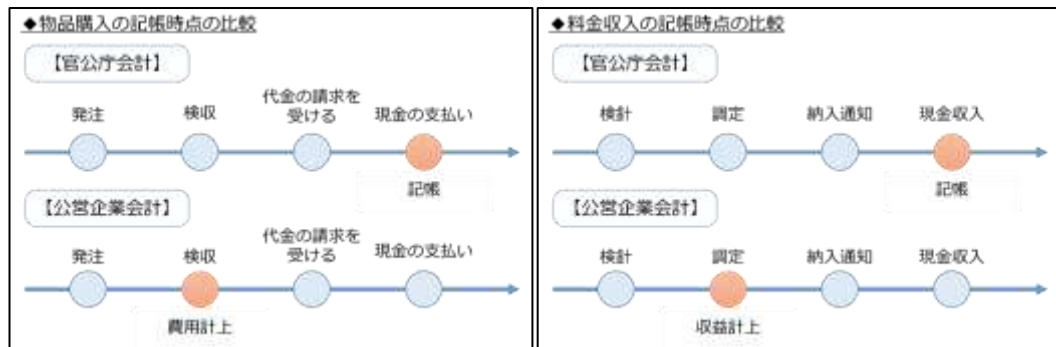
第5章 公営企業会計に関する留意事項

第1節 公営企業会計と官公庁会計の相違点

法適用前の公営企業は一般会計と同様に官公庁会計方式によって運営されているが、法適用により公営企業会計方式による運営がなされる。公営企業会計と官公庁会計との違いは以下のとおりである。

(1) 現金主義ではなく発生主義である

一般会計で採用されている官公庁会計では、現金の収入及び支出の事実に基づき経理記帳される現金主義会計方式を採用しているのに対し、公営企業会計では、現金の収支の有無にかかわらず経済活動の発生という事実に基づきその発生の都度記録し、整理する発生主義会計方式をとっている（法第20条第1項）。



(2) 単式簿記ではなく複式簿記である

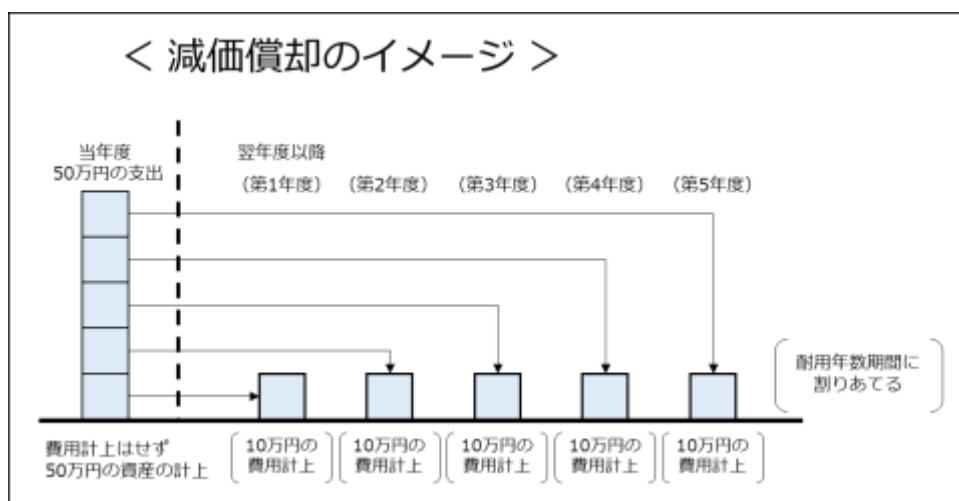
官公庁会計では単式簿記が採用されており、現金の増減というひとつの側面のみを記録する会計方式を採用している。官公庁会計のメリットは、現金の動きのみを把握・記録する単純な会計方式であり、運用が容易であることがあげられる。しかし、現金のみを把握するものであるため、その有用性の乏しさから、現在では一般の企業においてはほとんど採用されていない。

一方、公営企業会計では、経済活動の原因と結果という二つの側面に着目し、経済価値の変動を伴うすべての取引を把握・記録する、複式簿記を採用している。現金のみならず、すべての経済価値の変動を把握・記録することで、公営企業の財政状態や経営成績を把握することが可能となる。

(3) 期間損益計算・費用配分という概念がある

官公庁会計では現金主義をとる結果、当該年度の現金支出はそのまま当該年度の費用となる一方で、公営企業会計では当該年度にどのくらいの収益と費用が発生したかという「期間損益計算」が重視される。そのため現金支出があってもそれがすべて当該年度の費用とはならないこととなる。費用のうち、当該年度の収益の獲得に役立ったと考えられる部分だけが当該年度の費用として認められ、翌年度以降の収益に見合う部分（支出の効果が翌年度以降に持続するもの）は資産として繰り延べられる。

公営企業会計では、このことを「費用配分の原則」「費用収益対応の原則」と言う。例えば、建物の建設改良（固定資産）のように、その支出の効果が数年間にわたって持続するものについては、公営企業会計では当該年度の費用とはされず、翌年度以降に繰り延べられ、翌年度以降の期間損益計算の費用（減価償却費）として計上される。減価償却費という支出を伴わない費用が計上されることが官公庁会計と大きく異なる点の一つとなっている。



(4) 損益取引と資本取引の区分がある

官公庁会計では、予算及び決算は一切の収入を歳入とし、一切の支出を歳出として、歳入及び歳出を差し引きして剰余金を計算するが、公営企業会計では収入及び支出を、①当年度の損益取引に基づくもの（収益的収支）と、②いわゆる投下資本の増減に関する取引（資本的収支）とに区分して期間損益計算を明らかにすることとされている。

①収益的収支

支出の効果が当該事業年度の費用として処理され、当該事業年度の収益に対応するもの。

収益的収入	料金、受託工事費等
収益的支出	人件費、材料費、減価償却費、支払利息等

②資本的収支

支出の効果が翌事業年度以降に及び、将来の収益に対応するもの。

資本的収入	企業債、出資金等
資本的支出	建設改良費、企業債元金償還金等

(5) 資産、負債及び資本の概念がある

官公庁会計では、資産、負債、資本という概念がなく、類似概念としては、資産について財産、物品及び現金の区分があり、負債については消極財産の概念がある。しかし、いずれも単に類似概念に過ぎず、資本については、その類似概念すらない。

これに対し、公営企業会計では、「資産－負債＝資本（資産＝負債＋資本）」という算式によって資本が算出され、「資産」と「負債及び資本」は常にバランスをとっており、加えて、相互に有機的関連をもって会計処理される。

第2節 リース取引

(1) 現金主義ではなく発生主義である

リース取引とは、特定の物件の所有者である貸手が、当該物件の借手に対し、合意された期間（以下「リース期間」という。）にわたり、これを使用収益する権利を与え、借手は、合意された使用料（以下「リース料」という。）を貸手に支払う取引をいう。

この取引は、法形式的にはあくまでも賃貸契約であることから、従来は支払った金額を当該事業年度の費用として処理していた。

しかし、リース取引の中には、借入人がリース会社に資金調達を肩代わりしてもらい、その資金で物件を自ら購入しているのと同視できるような場合がある。そのような場合の取引は、賃貸借ではなく、むしろ「売買+資金調達」とみるべきであることから、通常の売買取引にかかる方法に準じた会計処理により、リース物件とこれに係る債務をリース資産及びリース債務として計上する。

(2) リースの分類

リース取引は、次のとおり分類される。

① 所有権移転/所有権移転外ファイナンス・リース取引の区分

ファイナンス・リース取引とは、

- ・リース契約に基づくリース期間の中途において解約することができない
- ・リース物件の借手が経済的利益を享受することができ、その費用を負担するリース契約による取引をいう。

ファイナンス・リース取引のうち、リース契約上の諸条件に照らしてリース物件の所有権が借手に移転すると認められるものを「所有権移転ファイナンス・リース取引」、それ以外の取引を「所有権移転外ファイナンス・リース取引」という。

次のア～ウのいずれかに該当する場合は、所有権移転ファイナンス・リース取引に該当する。

ア 所有権移転事項

リース契約上、リース期間終了後又はリース期間の途中で、リース物件の所有権が借手に移転することとされている取引

イ 割安購入選択権

リース契約上、借手に対して、リース期間終了後又はリース期間の途中で、各目的価格又はその行使時点のリース物件の価額に比して著しく有利な価額で買い取る権利が与えられており、その行使が確実に予想されるリース取引

ウ 特別仕様物件

リース物件が、借手の用途に合わせて特別の仕様により作製又は建設されたものであって、当該リース物件の返還後、貸手が第三者に再びリース又は売却することが困難であるため、その使用可能期間を通じて借手によってのみ使用されることが明らかなリース取引

② オペレーティング・リース取引

リース取引のうち、ファイナンス・リース取引以外のリース取引を、オペレーティング・リース取引という。

オペレーティング・リース取引は、通常の賃貸借取引に係る方法の会計処理を行う。

(3) 中小規模の公営企業の特例

中小規模の公営企業は、所有権移転外ファイナンス・リース取引について、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うことができるが、この場合であっても、未経過リース料は注記する必要がある。なお、所有権移転ファイナンス・リース取引については、この特例が認められていない。

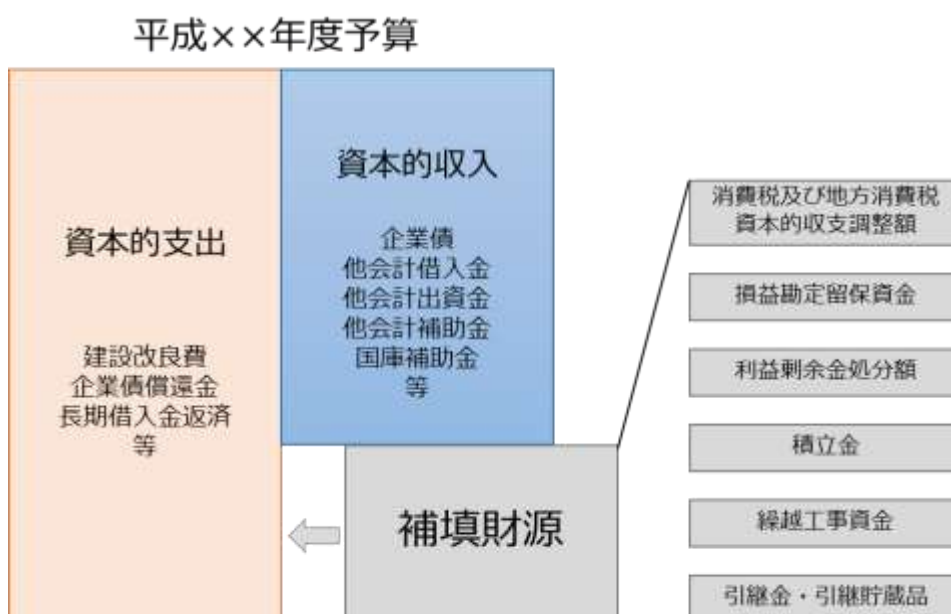
中小規模の公営企業とは、法第2条第1項各号に掲げる事業(法定事業)であって、令第8条の2で定める管理者を置かなければならない事業以外の事業。なお、病院事業については、このような中小規模の特例はない。

第3節 補填財源

(1) 補填財源とは

資本的収支予算は、通常、支出（建設改良費や企業債の元金償還金など）に対して、収入（国庫補助金、企業債、他会計補助金など）が不足することとなる。この収支不足額の補填に用いる財源のことを補填財源という。

補填財源には、例えば、減価償却費などの現金支出を要しないものを費用に計上することによって内部に留保される資金などが考えられるが、具体的な種類については、次のとおりである。



(2) 補填財源の種類

内部に留保された現金・預金等の資金を補填財源として用いるということは、それが固定化（建設改良の場合等）し、あるいは企業外部へ流出（企業債元金償還金の場合等）することを意味する。したがって、単に現金があるというだけではその現金を補填財源に使用することはできず、それが固定化あるいは企業外へ流出しても差し支えない性質であることが必要である。その性質上、補填財源として使用できるものについては、次のとおりである。

① 消費税及び地方消費税資本的収支調整額

収益的収支の消費税及び地方消費税に、資本的収支に係る消費税及び地方消費税額や貯蔵品購入に係る消費税及び地方消費税を含めて納税額を算定することにより発生する消費税及び地方消費税は、内部留保資金となる。

営業外費用に計上する消費税及び地方消費税（納税額）は、収益的収支の消費税及び地方消費税に、資本的収支の消費税及び地方消費税と貯蔵品購入に係る消費税及び地方消費税分を加算して算出される。このため、資本的収支単独で還付がある場合や貯蔵品購入のために支出した仮払消費税及び地方消費税がある場合、納税額は小さくなる。納税額が小さくなれば、それだけ税込当期純利益が増加することとなるが、この増加分のうち資本的収支単独における還付分に見合う増加分は、補填財源として資本的収支の消費税及び地方消費税不足分に充てるべくして発生したものと見える。

② 損益勘定留保資金

損益勘定留保資金とは、減価償却費、たな卸資産減耗費等の収益的収支における現金支出を必要としないものを費用に計上することによって留保される資金である。これには、過年度分損益勘定留保資金と、当年度分損益勘定留保資金とがある。

ただし、補填財源として使用できる額は、これらの費用の合計額から、長期前受金戻入相当額や、欠損金が見込まれる場合はその額を控除した範囲内の額となる。

③ 利益剰余金処分量

利益剰余金処分量とは、収益的収支予算における収益が費用を超える額に相当する金額で、予算においてあらかじめ処分することを定めた額である。これには、繰越利益剰余金処分量と当年度利益剰余金処分量とがあり、繰越利益剰余金処分量は、前年度末における繰越利益剰余金として確実に生じると見込まれる金額のうち、予算において処分することとした額に相当する金額である。

なお、前年度末の貸借対照表において未処分利益剰余金として表示されているもののうち既に予定処分したものは、補填財源として使用することはできない。当年度利益剰余金処分量については、前年度末において未処理欠損金がある場合は、これを差し引いた額となる。

④ 積立金

積立金は、条例の定めるところにより、又は議会の議決を経て積み立てた減債積立金、利益積立金、建設改良積立金などをいい、当年度において取り崩す予定の金額を補填財源として計上する。

⑤ 繰越工事資金

繰越工事資金は、前年度以前において既に受け入れた寄附金、工事負担金などであって、当年度の予算に計上した資本的支出の財源となるもの。

⑥ 引継金、引継貯蔵品

引継金、引継貯蔵品は、法適用時に現金、貯蔵品として引き継いだもののうち資本的支出の財源として充てうるもの。

(3) 補填財源の使用の可否

(2) に掲げたものは、補填財源として使用することのできる性質のものであるが、これらが帳簿上は存在していてもそれに見合う流動資産があるわけではないので、実際に補填財源として使用するためには、それに見合う流動資産があることを確認する必要がある。補填財源として使用することのできる額は、通常、次のようにして算定される。

①前年度末予定貸借対照表において資金不足額がある時（流動資産の額が流動負債の額を下回る時）

当年度分損益勘定留保資金及び当年度純利益の合計額からその資金不足額の額を控除した額

②前年度末予定貸借対照表において資金不足額がない時（流動資産の額が流動負債の額（建設改良等を目的とする企業債及び他会計借入金を除く）を上回る時）

その上回る額、当年度損益勘定留保資金及び当年度純利益の合計額

※当年度に欠損金が生じる見込みの場合は、①、②において当年度の純利益の額を加算せず、欠損金の額を控除する。

③当年度消費税及び地方消費税に係る納税計算により消費税及び地方消費税還付金が見込まれる場合

当該還付金は翌年度において現金化するため、「消費税及び地方消費税資本的収支調整額」から消費税及び地方消費税還付金見込額を控除した額

(4) 補填財源の使用の順序

補填財源として使用できるものが複数ある場合、それらをどの順序で使用するかについて特段の規定はないので、基本的には個々の事業における判断に委ねられているが、次の順序で使用することが適当とされている。

なお、下記以外に積立金（減債積立金、建設改良積立金等）がある場合で、その目的のために当該年度において取り崩す予定がある場合は、それを優先的に充当する。

① 当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額

なお、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額がある場合は、そちらを先

に使用する。

② 繰越工事資金又は引継金、引継貯蔵品

③ 当年度分損益勘定留保資金

過年度分損益勘定留保資金がある場合にはそちらを先に使用する。

④ 当年度利益剰余金予定処分額

前年度末における繰越利益剰余金がある場合はそちらを先に使用する。



平生町下水道事業
地方公営企業法適用
基本計画書

発行日：平成 30 年 3 月

発 行：平生町

編 集：平生町建設課

〒742-1195

山口県熊毛郡平生町大字平生町 210-1

TEL：0820-56-7118

FAX：0820-56-7119